

【高圧ガス取扱事業者の皆様へ】

和牛遺伝資源を保存する液体窒素保存容器への ステッカー貼付け確認について

和牛遺伝資源は日本の宝

精液・受精卵を人工授精所以外が販売すると罰せられます！

■ 販売元は家畜人工授精所である。



■ 販売先は家畜人工授精所か自家利用目的の農家である。
(もしくは自家利用であり、販売しない。)



■ 保管場所の戸締まり。



管理者名：

保存容器管理番号：

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会



独立行政法人 畜産振興機構

【和牛遺伝資源を保存する液体窒素保存容器に貼るため、関係者に配布しているステッカー】

和牛遺伝資源（精液・受精卵）の保存のために液体窒素の販売を求められた際には、購入者に対し、

- ① **利用目的**（海外への遺伝資源の輸出ではないこと）
- ② **購入者の身分**（家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師又は牛の飼養者であること）
- ③ **和牛遺伝資源を保存する液体窒素保存容器にステッカーを貼っているか**

などを確認していただいた上で、

- ✓ ①の**利用目的が疑わしい場合**には、**所管の都道府県庁畜産主務課への御連絡**
- ✓ ③の**ステッカーを貼っていない場合**には、**貼るように呼びかけ**

など、和牛遺伝資源の不正流出の防止への御協力をお願いします。

精液や受精卵を保存する一般的な液体窒素容器

